

# 令和 4 年 7 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 7 月 21 日 (木)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年7月21日(木)  
午前9時30分開会 午前10時30分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第20号 豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について
    - 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第24号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
    - 議案第25号 農用地利用集積計画について
    - 議案第26号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第27号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第28号 非農地証明(遊休農地)について
    - 議案第29号 農地パトロール(利用状況調査)実施要領について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
    - 報告第6号 農地基本台帳の登載について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄	7 番 小林 澄夫
8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	13 番 高部 宏生	16 番 日向 勉
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子		

6 欠席委員

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 3名                      農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 7 月総会を開会いたします。

近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いいたします。

なお、出席委員は、24 名中 16 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思います、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 7 番小林澄夫委員、同 8 番小林尚美委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件につい

て、8日の書類説明会、農業委員による現地調査、15日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。

番号4番の案件について、審査会の概要をお伝えします。

イタリアンライグラスの栽培により懸念される病害虫への対策については、隣地から間隔を空けて植え付けを行うこと、病害虫が発生しないよう穂が出る前に刈り取りを行うこと、発生した病害虫が周辺農地に影響を与えないよう病害虫を集めるクレオメの植え付けを行うことなどの対策を行うよう強く求め、そのように対応にあたる旨を確認しました。

今後の事業計画については計画書の提出がなされました。ペット用のミルク販売の他、ヤギのミルクを用いた石鹸やシャンプー、ヤギの肉も販売していくこと、また育てたヤギによる除草作業も事業として行うことが示されています。ヤギも増やしていく予定があり、初年度は4頭ですが、来年は13頭に、2年後は22頭、3年後は47頭になる見込みとのことです。収益として、1年目はありませんが、2年目は400万円、3年目は450万円、4年目は1300万円を見込んでいるとのことです。原町で生産した野菜は自家消費という形で土地所有者に譲り渡し、法人としての販売は行わないとのこと。また渡し人は営農のみを行うために設立した法人で、それ以外の事業は行わないことを聞き取りました。

賀茂町の農地での放牧は行わず、野依町、南大清水町同様に牧草の栽培のみを行い、人の手で刈り取るとのことです。

放牧は下条東町でのみ行い、一回あたりの期間は1~2か月ほど、年に3、4回ほど連れてくる予定とのことです。ヤギの脱出対策として農地の周囲に高さ1.5mのフェンスを設置すること、排泄物が流出しないよう高さ20cmの小堤を設置して対策する旨を聞き取りました。

また、営農型太陽光発電で牧草を栽培し、ヤギの放牧を行う案件は本市で初めてであり農業委員会としても非常に関心があること、こういったケースでの営農がどのような形で続いていくのか未知の部分が多くあるため、まずは今回権利取得した農

地での営農を確実にいき、実績を積んでから規模拡大に進んでいってほしいこと、地元の方も関わるような課題が発生した際には解決に向けて協力してほしいことなどを強く訴え、了解を得られました。

聞き取りの最後には、今後の規模拡大の際にはできるだけ優良な農地ではなく荒地を選んで事業を行ってほしいこと、ヤギは除草剤に非常に弱いため十分気を付けてほしいことを伝えるとともに、イタリアンライグラスの穂が出る前に収穫してほしいこと、実績を残してから次へ進んでほしいこと、何かあった際にはすぐに対応に当たってほしいことを重ねて伝えました。

譲受人からも了承を得られ、クレーム等があった場合にはすぐに対応にあたることや、牧草の栽培に関して知見のある委員から指導を仰ぎたい旨の発言もありました。

それ以上の意見は委員から上がらなかったため、聞き取りを切り上げ、審査会は終了となりました。

本日は議案のほかに資料 1-2 として補助資料番号 4 番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係については、8 日の説明会以降、変更取り下げはありません。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料 1-1 議案第 20 号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」を議題といたします。

農政対策協議会委員と花嫁花婿対策推進協議会委員については関連がございますので、一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 20 号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」ですが、豊橋市農業委員会農政対策協議会要領第 9 条及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会規約第 5 条にそれぞれ任期が定められ、共に 1 年となっております。

現在の任期は、令和 4 年 7 月 19 日までですので、新たに委員を選出する必要があります。

この 2 つの協議会には会長、会長職務代理者の以外の 21 名の委員は、いずれかに属することとなっております。花嫁花婿対策推進協議会の委員を各地区から 1 名を互選いただき、それ以外の委員をもって農政対策協議会の委員として互選いただいたものとしております。

今回、具体的な選出につきましては、7 月 15 日の運営委員会において、互選された結果を報告いただいております。

別紙資料 1-1 をご覧ください。農政対策協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された 15 名の委員をもってその委員とします。次にその資料の裏面をご覧ください。農業後継者花嫁花婿対策推進協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された 6 名の委員をもってその委員とします。

なお、これらの協議会の会長は規約上、農業委員会の会長をもって充てることとなっております、副会長は慣例により 1 任期中は在任することとなっておりますことを申し添えます。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

両協議会の委員は、別紙名簿のとおり決することに異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長

資料 1 議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番の 6 件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 21 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 6 番までにつきまして、書類説明会及び本日の

補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第22号、3ページをお願いします。

番号1番、2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、2件とも隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載があります。一時転用については、番号1番、2番ともに営農型太陽光の案件で、1番が10年間、2番が3年間の一時転用計画です。2件とも農地復元誓約書を添付しています。詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑  
 を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と  
 して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
 よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに  
 決しました。  
 続きまして、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申  
 請について」を議題といたします。  
 番号 1 番から 14 番までの 14 件を一括上程いたします。  
 内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 23 号、4 ペー  
 ジをお願いします。  
 番号1番から14番までの14件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。  
 補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番、8番、10番、11番、13番、14番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番から7番、9番、12番です。番号2番については、南部土地改良区の受益地ですが、隣接地のうち一筆の承諾が取れなかったことにより、意見書が発行されないまま申請された案件です。南部土地改良区には、こちらから照会を行い、改良区の施設への影響はない旨確認しました。また、現地調査により、周辺農地への営農への支障についてもないことが見込まれます。なお、豊川総合用水土地改良区の受益地でもありますが、こちらは意見書が発行されています。一時転用については、番号13番、14番が営農型太陽光で13番が3年間、14番が10年間の一時転用計画です。2件とも農地復元誓約書が添付しています。そのほかの案件は該当ありません。



詳細については、議案をご覧ください。  
 以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願ひます。

委 員 「進 行」  
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑  
 を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」と  
 して、豊橋市長に進達することとし、番号8番については農地法  
 第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、  
 豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
 議 長 異議なしと認めます。  
 よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに  
 決しました。  
 続きまして、議案第24号「農地転用許可後の事業計画変更承認  
 願ひについて」を議題といたします。番号1番の1件を上程いた  
 します。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。  
 はい、議長。説明させていただきます。議案第24号、6ペー  
 ジをお願いします。  
 番号1については、平成18年11月1日より資源化センター3号炉  
 施設整備工事のための資材置場、駐車場等を設置しましたが、  
 工事完了後も引き続き点検、整備等が必要なため、令和5年8月  
 31日まで一時転用の期間延長をするものです。ご審議のほどよ  
 りしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。  
 質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」  
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を  
 打ち切ります。  
 これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して  
 異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
 議 長 異議なしと認めます。

議 長 よって本案は原案のとおり決しました。  
続きまして、別添資料 1-3 議案第 25 号「農用地利用集積計画  
について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 6 番の 6 件、利用権設定の番号 1 番  
から 574 番の 574 件、合計 580 件を一括上程いたします。

なお、利用権設定の番号 161 番は石橋委員が申請者のため「農  
業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該  
当いたします。関係案件のみ一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第 25 号農用地利用集積計画について、説明  
させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、6 月 27 日開催の農地  
銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕  
分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があっ  
た所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしました  
ので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の  
作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 2 ページの所有権  
移転につきましては、6 件 11 筆 9,498 m<sup>2</sup>でございます。これら  
当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経  
営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと  
判断いたします。

次に 3 ページから 81 ページの農地中間管理事業におきまして  
は、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ  
利用権を設定する案件が 574 件 1,349 筆 1,393,379.84 m<sup>2</sup>です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりで  
す。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により利用権設定の番  
号 161 番と、所有権移転を併せたそれ以外の案件とに分けて審議  
していきたいと思っております。

まず、利用権設定の番号 161 番の 1 件を審議いたします。

石橋委員は退席してください。

<石橋委員 退席>

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。  
石橋委員は復席してください。  
＜石橋委員 復席＞  
続きまして、利用権設定の番号 161 番を除く 579 件を一括審議いたします。  
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第 26 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。  
番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 26 号 7 ページをご覧ください。  
議案第 26 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。  
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
 委員 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。  
 本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
 委員 議長 異議なしと認めます。  
 よって本案はさよう決しました。

委員 議長 続きまして、議案第 27 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。  
 番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。  
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
 議案第 27 号 8 ページをご覧ください。議案第 27 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。  
 この 2 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

委員 議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。  
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」  
 委員 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。  
 本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
 委員 議長 異議なしと認めます。  
 よって本案はさよう決しました。

続きまして議案第 28 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番の 3 件を一括上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 28 号、9 ページをご覧ください。

番号 1 番から 3 番の 3 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、別添資料 1-4 議案第 29 号「農地パトロール（利用状況調査）実施要領について」を議題といたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。別添資料 1-4 議案第 29 号をご覧ください。豊橋市農地パトロール（利用状況調査）実施要領は、8 月から 9 月にかけて調査を実施する農地パトロールについて必要事項を定めたものでございます。内容は目的、実施時期、実施の対象及び内容、趣旨の徹底、調査員、調査の実施、調査後の手続き等、広報です。前年までの実施の方法を要領にしたものであって、この要領により調査方法の変更をするものではあ

りません。以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
 それでは質疑に入ります。  
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑  
 を打ち切ります。  
 これより採決に入ります。  
 本案については、原案のとおり決して異議ございませぬか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
 よって本案はさよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。  
 次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1、10 ページをお  
 願します。  
 報告第 1 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件及び 11 ページから  
 の報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 21 番までの 21 件につい  
 ては、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定め  
 られた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に  
 記載の日付で受理しました。次に 14 ページをお願いします。  
 報告第 3 号の番号 1 番から 4 番については、農地所有適格法人  
 からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業  
 委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを  
 確認し処理しました。次に 15 ページをお願いします。  
 報告第 4 号の番号 1 番から 17 ページ 17 番までの 17 件につい  
 ては、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知があ  
 りましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ペ  
 ージをお願いします。  
 報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年  
 以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書  
 類を審査の上、14 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税  
 の課税状況ですが、全て宅地課税でした。次に 19 ページをお願  
 います。  
 報告第 6 号の番号 1 番については、農地基本台帳に登載されて  
 いない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の

委員に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、7月20日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時09分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前10時12分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時30分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年7月21日

議 長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(7番 小林 澄夫 委員)

議事録署名者  
(8番 小林 尚美 委員)